

取扱注意

G7 広島サミット消防特別警戒

海上警戒拠点計画

G7 広島サミット消防・救急対策委員会

目 次

| | |
|------------------------------|---|
| 第1 目的 | 1 |
| 第2 用語の定義 | 1 |
| 第3 消防特別警戒の期間 | 1 |
| 第4 海上警戒拠点等 | 1 |
| 第5 消防特別警戒 | 1 |
| 1 組織図 | 1 |
| 2 任務 | 2 |
| 第6 出動体制等 | |
| 1 対応する災害 | 2 |
| 2 海上警戒区域 | 2 |
| 3 出動計画 | 2 |
| 4 出動指令 | 2 |
| 5 情報通信体制 | 2 |
| 6 災害事案覚知時の対応 | 2 |
| 7 増強出動の要請 | 3 |
| 8 その他 | 3 |
| 第7 勤務等 | |
| 1 勤務交替及び資機材点検等 | 3 |
| 2 統括警戒本部への定時報告等 | 3 |
| 3 服装 | 3 |
| 4 関係機関等の連絡先 | 3 |
| 第8 その他 | 3 |
| 添付資料 | |
| 別添1 「海上警戒区域図（広島湾）」 | |
| 別添2 「消防艇及び他機関船艇一覧（呼出名称等を含む）」 | |
| 別添3 「達着（接岸）可能場所図」 | |

海上警戒拠点計画

第1 目的

サミットに関連する災害及び情報収集において、消防艇及び救助艇（以下「海上警戒隊」という。）を必要とする際の警防体制を定め、サミットの円滑な運営を確保する。

第2 用語の定義

この計画における用語の定義は、「警防計画」に定めるところによる。

第3 消防特別警戒の期間

2023年5月16日（火）～2023年5月22日（月）

ただし、要人の動向により警戒日を変更する場合がある。

第4 海上警戒拠点等

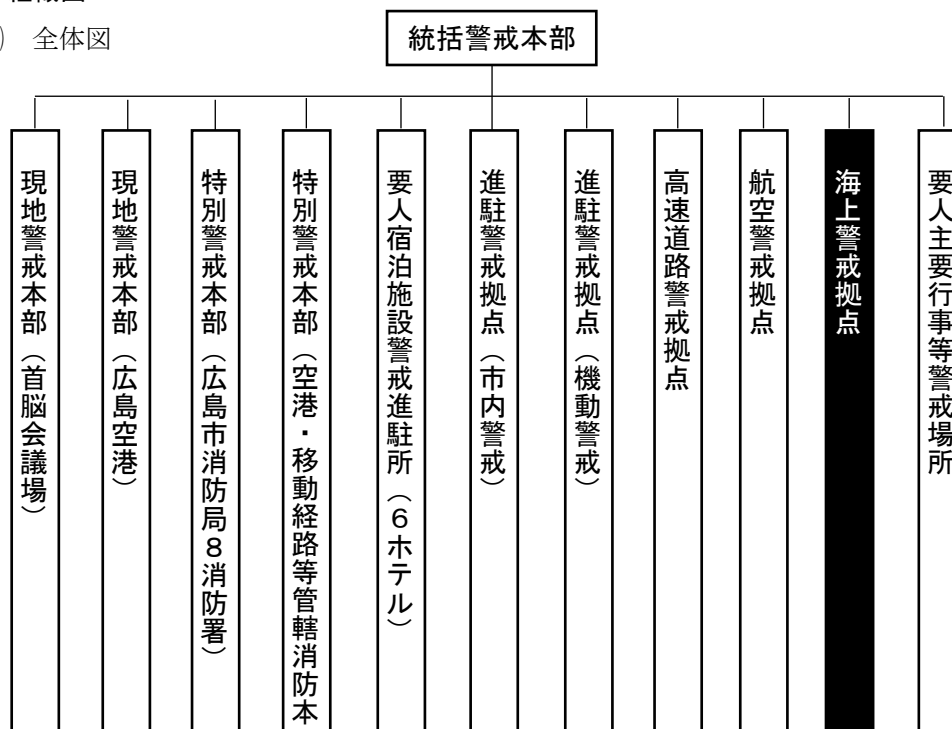
海上警戒拠点等の概要は以下のとおり。（連絡体制は、別添3参照）

| No. | 海上警戒拠点 | 住所 | 拠点責任者 | 船艇名 |
|-----|---------------------|-----------------|----------|------------|
| 1 | 広島市消防局 南消防署水上出張所 | 南区宇品海岸二丁目23番39号 | 海上災害担当課長 | 消防艇「ひろしま」 |
| | | | | 救助艇「はと」 |
| 2 | 廿日市市消防本部 宮島消防署 | 宮島町381番2号 | 宮島消防署長 | 消防艇「もみじ」 |
| | | | | 救助艇「ビーグル号」 |

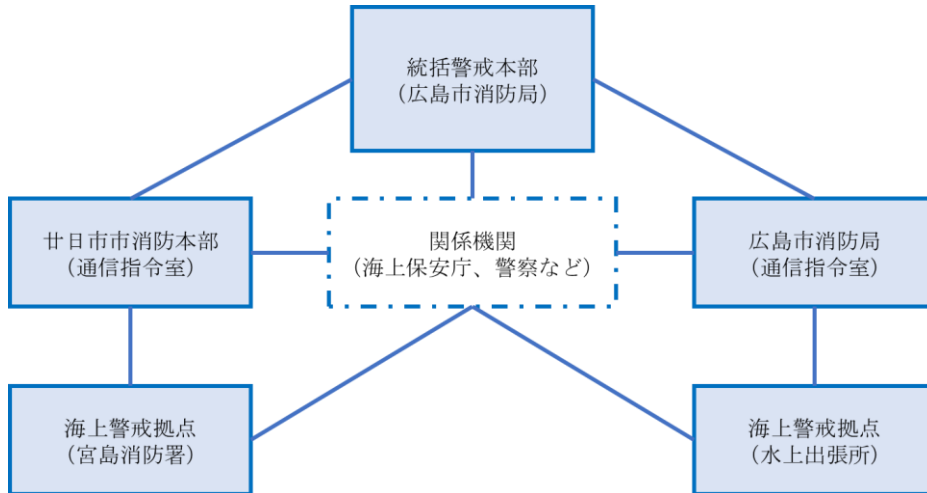
第5 消防特別警戒

1 組織図

(1) 全体図



(2) 海上警戒拠点組織図



2 任務

- (1) 海上警戒拠点の運営
- (2) 統括警戒本部への各種報告
- (3) サミット会場周辺における警戒
- (4) 災害発生時の対応
- (5) 他機関船舶との連携
- (6) その他特命事項

第6 出動体制等

1 対応する災害

海上における全ての災害とする。

2 海上警戒区域

原則として、各消防本部の管轄範囲（別添1参照）とする。

3 出動計画

別に定める「G7出動計画」のとおりとする。

4 出動指令

別に定める「出動指令要領」のとおりとする。

5 情報通信体制

別に定める「情報通信要領」のとおりとする。

なお、海上保安庁船艇及び警察船艇の呼出名称は別添2のとおり。

6 災害事案覚知時の対応

警戒場所等において直接災害事案を覚知した場合は、直ちに119番通報を実施し、指令要求を行うものとする。

7 増強出動の要請

災害の状況等により、海上警戒隊のみによる消防力では対応が困難と判断した場合、隊長等は、統括警戒本部（作戦班）に対して必要な警戒隊等の出動を要請するものとする。

8 その他

(1) 船舶火災においては、各消防本部が海上保安庁と締結している消防業務協定書等に基づき活動すること。

※ 特異な事案（テロ疑い含む）は、現地で海上保安庁、警察と協議し、調整すること。

(2) 船舶から傷病者を引き継ぎ搬送する際は、引き継ぎ場所（岸壁名称等。別添3参照）を事前に調整すること。

(3) 各海上警戒拠点の責任者は、サミット期間中に船舶を航行させる場合、目的、場所、航行予定時間及びその他必要な事項を統括警戒本部（作戦班）及び第六管区海上保安本部に連絡すること。また、帰所した場合は統括警戒本部（作戦班）に連絡すること。

(4) 災害状況等に応じて、統括警戒本部が増隊等を指示する。

第7 勤務等

1 勤務交替及び資機材点検等

(1) 隔日勤務者は、事務引継ぎを行った上で勤務交替する。

(2) 前記(1)の事務引継ぎ内容は、要人等の移動状況、出動状況及び人員・機械の状況等とする。

(3) 勤務開始後、警戒隊は、車両及び資機材の点検を行うとともに、資機材の員数確認を併せて行うものとする。

(4) 勤務時間等は、「消防特別警戒共通事項」に定めるところによる。

2 統括警戒本部への定時報告等

「警防計画」（「様式1～5」等）に定めるところによる。

《様式1》人員機械等報告書

《様式4》災害状況報告書（火災・その他）

《様式2》警戒日誌

《様式5》災害出動結果報告書（火災・救急・その他）

《様式3》重要情報報告書

3 服装

「消防特別警戒共通事項」に定めるところによる。

4 関係機関等の連絡先

「統括警戒本部活動要領」に定めるところによる。

第8 その他

本計画に定めのない事項については、「警防計画」及びその他消防特別警戒に関する各種計画・要領等によるものとする。

海上警戒区域図（広島湾）

広島湾：原則として、広島市消防局及び廿日市市消防本部の管轄区域

※ 要人の動向及び災害状況等に応じて、統括警戒本部が必要と認める場合は、周辺地域への移動配備及び出動等を行う場合がある。



消防艇及び他機関船艇一覧

| 機関名 | 船艇名 | 呼出名称 | 連絡先 |
|--------------------|-----------|------------|---|
| 消防 (広島市消防局) | 消防艇 ひろしま | しょうぼうてい1 | 広島市消防局 ・082-546-3465 (統括警戒本部) ・082-255-6616 (南消防署水上出張所：海上警戒拠点) ・090-7282-7329 (海上警戒拠点責任者) |
| | 救助艇 はと | きゅうじょてい1 | 船舶 ・080-4901-3691 (ひろしま) ・070-7666-9712 (はと) |
| 消防 (廿日市市消防本部) | 消防艇 もみじ | みやじますいじょう1 | 廿日市市消防本部 ・0829-30-9233 (特別警戒本部) ・0829-44-2800 (宮島消防署：海上警戒拠点) ・090-6790-7419 (海上警戒拠点責任者) |
| | 救助艇 ビーグル号 | みやじますいじょう2 | 船舶 ・090-5424-0497 (もみじ) ・070-4203-8268 (ビーグル号) |
| 海上保安庁 (広島海上保安部) | しまぎり | しまぎり | 広島海上保安部 ・082-253-3111 |
| | ひろかぜ | ひろかぜ | 第六管区海上保安本部 ・082 - 251 - 5111 (代表電話) 平日日中 ・082 - 251 - 5115又は5116 (運用司令センター) 緊急時等 |
| | あきかぜ | あきかぜ | 船舶 ・080-2203-5861 (しまぎり) ・080-2203-5936 (ひろかぜ) |
| | じゅびたあ | じゅびたあ | ・080-2203-5916 (あきかぜ) ・なし (じゅびたあ) |
| 警察 (広島県警察) | あきなだ | | サミット警備本部 ・080-5234-1004 |
| | せとちどり | | |

達着（接岸）可能場所図



《消防艇・救助艇達着（接岸）可能場所一覧表》

| 海域 | No. | 達着（接岸）可能場所 | 消防艇 ひろしま | 救助艇 はと | 消防艇 もみじ | 救助艇 ビーグル号 |
|----------|-----|----------------|-------------|-----------|------------|--------------|
| 広島市域沿岸部 | 1 | 広島市南消防署水上出張所棧橋 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 2 | 広島港宇品旅客ターミナル | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 3 | 出島北側岸壁 | ○ | | | |
| | 4 | マリーナホップ岸壁 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 5 | 草津漁港棧橋 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 6 | 五日市港三丁目岸壁 | ○ | | | |
| 廿日市市域沿岸部 | 7 | 昭北新開一号浮棧橋 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 8 | 厳島港（宮島口）棧橋 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 9 | 厳島港（宮島）棧橋 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 10 | 宮島ビジターバース | ○ | ○ | ○ | ○ |